

# 宇陀市監査委員告示第1号

## 令和3年度定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月28日

宇陀市監査委員 籠谷 順司

宇陀市監査委員 上田 徳

- 1 監査の種類  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査
- 2 監査の期間  
令和3年10月20日から令和4年3月24日まで
- 3 監査の実施日及び監査対象部署  
下記の監査対象部局において、主として令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された事務について監査を行った。

実施年月日	監査実施部署
令和3年11月10日（水）	市長公室 総合政策課 総務部 徴収対策課
令和3年11月12日（金）	教育委員会 榛原幼稚園
令和3年11月15日（月）	健康福祉部 厚生保護課
令和3年11月16日（火）	総務部 総務課

	健康福祉部 宇陀市中央保健センター
令和3年11月19日(金)	市民環境部 宇陀クリーンセンター
令和3年11月25日(木)	総務部 菟田野地域事務所地域市民課
令和3年11月29日(月)	建設部 まちづくり推進課 市民環境部 人権推進課
令和3年12月17日(金)	市立病院事業
令和3年12月22日(水)	水道事業
令和4年1月11日(火)	教育委員会 教育総務課 教育委員会 大宇陀小学校
令和4年1月13日(木)	教育委員会 榛原中学校 農林商工部 農林課(宮奥ダム)
令和4年1月17日(月)	農林商工部 観光課

#### 4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産(物品を含む。)の管理等が法令等に基づき適正に行われているか、経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金等の交付に関する事務
- (5) その他の事務

#### 5 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業の管理並びに行政事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において是正又は改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられた。また、契約書等に一部記入漏れが見受けられた。監査時に口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりであるが、改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 補助金等の交付に関する事務について

【厚生保護課、総務課】

宇陀市民生児童委員連合会に係る令和2年度会計決算書を確認したところ、令和3年度へ15万5,852円の繰越金が生じているが、令和2年度及び令和3年度共に11万6千円の補助金が宇陀市から交付されている。また、宇陀市遺族会に係る令和2年度決算書においては、令和3年度へ42万5,026円の繰越金が生じているが、令和2年度及び令和3年度共に121万6千円の補助金が宇陀市から交付されている。また、宇陀市連合自治会に係る令和2年度決算報告書を確認したところ、令和3年度へ44万2,312円の繰越金が生じているが、令和2年度に1,239万6,420円、令和3年度に1,247万7,710円の補助金が宇陀市から交付されている。

いずれの繰越金も、当該年度で予定していた研修や事業等がコロナ禍の影響を受け中止になったことから剰余金が生じ、令和3年度へ事業を繰り越して実施するため、交付団体と市が協議し、剰余金を繰越したものである。

各補助金の交付に際しては、公金の支出に携わっていることを深く自覚し、補助金が補助目的に従って使用されているか、交付条件が遵守されているか、交付内容に応じた補助効果が確保されているかなど合規制の検証を常に行い、適正に事務を執行するよう努められたい。

(2) その他の事務について

ア 備品の管理について

【宇陀市中央保健センター、宇陀クリーンセンター、菟田野地域事務所、まちづくり推進課、徴収対策課、大宇陀小学校、榛原中学校、農林課（宮奥ダム）、観光課】

近年の重要テーマとして、毎年度、備品台帳の整理を指摘している。今回の定期監査においても、備品管理の状況を把握するため、備品台帳の提出を求めたところ、主管課である管財課指導の下、備品管理要綱（平成21年宇陀市訓令第13号）に基づき、おおむね適正に備品管理が行われていることが確認できた。

しかし、一部で台帳整備はされているものの、備品台帳と現有備品の照合（棚卸）を実施していない部署があった。

また、棚卸を実施しているものの、台帳に棚卸実施日や棚卸実施者、棚卸完了確認者の明記がされておらず、棚卸実施日が確認できなかった。

備品台帳と備品管理システムに記録されている内容及び現品

については、常に照合しておかなくてはならないとされている。

定期的な棚卸の実施に努められるとともに、棚卸を実施したことが確認できる情報（実施日、実施者、棚卸実施完了の確認者）を明記されたい。

#### イ 公有財産台帳について

【宇陀市中央保健センター、農林課（宮奥ダム）、観光課】

近年の重要テーマとして、公有財産台帳においても台帳の整理を指摘している。今回の定期監査において、公有財産台帳の整備状況を把握するため、台帳の提出を求めたところ、台帳は整理されているものの、一部の部署で管理施設の登記時期や取得原因が記載されていない台帳が見受けられた。

公有財産の状況は、常に明らかにしておかなければならないものであり、宇陀市財産規則に基づき適切に台帳整理を行う必要がある。

適正に管理し有効に活用するためにも、必要な情報を入手し、計画的に台帳整備に努められたい。

#### ウ 管理委託施設について

【人権推進課】

宇陀市共同作業場は、管理委託契約により昭和 57 年 1 月 12 日から部落解放同盟奈良県連榛原支部及び檜牧木材共同作業組合へ管理を委託している。施設の状況や管理委託契約書に明記される設備品の状況を確認したところ、管理状況について明確な回答を得られなかった。

宇陀市財産規則において、公有財産の維持、保存及び運用において、常にその状況を把握し、その善良な管理者の注意をもって管理に努めなければならないとある。

状況を確認し、担当課として適切な管理に努められたい。

#### エ 貸与等施設の備品について

【総務課、菟田野地域事務所】

公民館や集会所は、指定管理に関する協定書や使用貸借契約書に基づき地元自治会が施設の管理運営を行っている。

これら施設に係る市に起因した備品の管理状況について確認したところ、明確な回答を得られなかった。

状況を確認し、適正な管理に努められたい。

#### オ 現金の管理について

【榛原幼稚園、大宇陀小学校、榛原中学校】

幼稚園や小中学校における学級費、学年会計、PTA会計、こども貯金、入学諸費、文化体育後援会費や生徒会費等の管理状況を把握するため、通帳や差引簿等の関係書類を確認したところ、宇陀市公金外現金取り扱い要綱に基づき、おおむね適正に管理、保管されていることを確認した。

しかし、学期ごとに保護者等へ報告される収支報告書において、現金残高と帳簿等の確認作業は、担任と担任以外の職員が行っているものの、確認日や確認者の署名・捺印が明記されていない又は担任名のみで明記となっていた。

一人の職員に責任が集中することがないように、複数の職員で確認したことを確認できる情報（確認日、確認者、捺印）を明記されたい。

#### カ 新型コロナウイルス感染症対策に係る物品取り扱いについて 【全庁】

新型コロナウイルス感染症対策に係る物品（非接触型体温計、飛沫感染防止パネル等）が多く購入されている。

しかし、同じ物品でありながら支出科目を備品購入費としている部署と消耗品としている部署があった。

適正な備品の管理を行うために、物品の事務処理方法や管理方法については、部署によって差が生じないように、予算編成時から主管課が統一的な見解を示す必要があると考える。

消耗品費として取り扱われた物品について、財産規則に準じて適正な管理をされたい。

#### (3) まとめ

これまでの監査において指摘していることであるが、熟思の感じとれない前年度踏襲型の予算執行、事業の実施が例年散見される。

コロナ禍や働き方改革、分散勤務などにより緊張感が緩み、事務処理の資質や緻密さに欠けた事務となっているように感じている。

無難に事を進めるのではなく、実施事業等に係る現状に合わせた十分な検証を踏まえ、経費削減の推進がサービス低下とならないよう事業の選択と集中を望む。